

原子力発第15234号
平成28年1月12日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された
不適切なケーブル敷設に係る対応に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

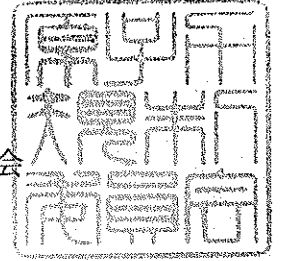
東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応に関して、平成28年1月6日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

原規規発第1601063号
平成28年1月6日

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇人 殿

原子力規制委員会



東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応について（指示）

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応について、原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者等に対して別紙（NRA-Cb-16-001）のとおり対応を求めることといたしました。つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするようお願いいたします。

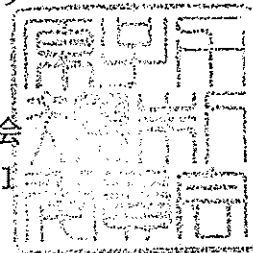
原規規発第1601063号

平成28年1月6日

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応について（指示）

原子力規制委員会

NRA-Cb-16-001



原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原子力発電所」という。）で確認された不適切なケーブル敷設と同様の事案が他の発電用原子炉施設でも確認されていること及び本事案が発生した原因として平成27年11月30日に東京電力から提出された報告書に示されている内容は他の発電用原子炉設置者等にも共通する可能性があると考えられることから、発電用原子炉設置者等に対し、下記のとおり対応することを求めます。

記

1. 貴社が設置する発電用原子炉施設における既存の安全系ケーブル敷設の状況について、系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設の有無を調査すること。
2. 1. の調査の結果、系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設が確認された場合は、不適切なケーブル敷設による安全上の影響について評価するとともに、不適切にケーブルが敷設された原因の究明及び再発防止対策を策定すること。
3. 柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブル敷設に係る工事が安全機能を有する設備に火災防護上の影響を与えたことと同様に、発電用原子炉施設内の工事により、安全機能を有する設備（既に受けた許可に係るものに限る。以下同じ。）に対して、火災防護上の影響等、安全機能に影響を与えるような工事が行われるおそれのある手順等になっていないか、貴社の品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）を検証すること。また、検証の結果、QMSに問題があると判断した場合には、既存の安全機能を有する設備に対して影響を与えた工事の事例の有無、影響の程度を調査すること。

4. 上記の結果を平成28年3月31日までに当委員会に報告すること。

5. 1. の調査の結果、不適切なケーブル敷設が確認された場合及び3. の検証の結果、QMSに問題があると判断した場合は、速やかに適切な是正処置を実施し、その結果を遅滞なく当委員会に報告すること。

以上